

検査実施料算定留意事項訂正のお知らせ

(管理番号:15-0027)
(2015年03月)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、平成27年に検体検査実施料が新規適用されました下記の項目につきまして、平成27年2月19日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0219第1号」にて、算定留意事項が一部追記され、検体検査判断料が訂正されました。

取り急ぎご案内致しますので、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

敬白

記

■「検査実施料」の留意事項訂正

検体検査判断料が訂正された項目

項目名	Mac-2結合蛋白(M2BP)糖鎖修飾異性体
点数区分	D215-2「肝硬度測定」
実施料	200点
判断料	生化学的検査(I) 144点

[注]下線部が追加され、検体検査判断料が訂正されました。

ア. Mac-2結合蛋白(M2BP)糖鎖修飾異性体は、区分番号「D215-2」肝硬度測定の所定点数に準じて算定する。なお、判断料については、区分番号「D026」検体検査判断料「3」の生化学的検査(I)判断料を算定する。

イ. 本検査は、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。

ウ. 本検査と区分番号「D007」血液化学検査「38」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)若しくはⅣ型コラーゲン、同区分「40」のⅣ型コラーゲン・7S、同区分「43」のヒアルロン酸又は同区分「51」のプロリルヒドロキシラーゼ(PH)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(平成26年12月26日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1226第1号」を訂正)

項目名	BRAF V600
点数区分	N005-2「ALK融合遺伝子標本作製」
保険点数	6,520点
判断料	尿・糞便等検査 34点

[注]下線部が追加され、検体検査判断料が訂正されました。

ア. BRAF V600 は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。なお、判断料については、病理診断料・判断料は算定せず、区分番号「D026」検体検査判断料の「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。

イ. 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(平成27年1月30日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0130第1号」を訂正)